

## 利用者負担額について

- 登録者の乗合人数によって利用者の負担額が変わります。
- ※降車場所が同じ場合でのみ、複数人での利用が可能となります。

### 利用者負担額の例：メーター運賃が2,000円の場合

1人で乗ると	2人で乗ると	3人で乗ると	4人で乗ると
			
助成金額 500円 利用者負担 1,500円	助成金額 1,000円 利用者負担 1,000円	助成金額 1,500円 利用者負担 500円	助成金額 2,000円 利用者負担 0円

- ※2人以上で乗車した際は、1人あたり500円の助成です。
- 2人以上乗車した際にメーター運賃が助成金額以下の場合、運賃の全額を助成します。

## マイナンバーカードをお持ちでない方へ

マイナンバーカードの交付申請を必ず行ってください。カードが届きましたら、本庁介護福祉課で利用登録が可能となります。役場への来庁が難しい方は本庁介護福祉課または総務課へお問い合わせください。

### 【マイナンバーカード申請時に必要な持ち物】 ・ 本人確認書類

#### 1つで確認が可能なもの

- 運転免許証
- 運転経歴証明書
- パスポート
- 顔写真付き  
住民基本台帳カード
- 顔写真付き障害者手帳



#### 2つの確認が必要なもの

- 健康保険証
- 年金証書
- ワクチン予防接種済み証  
(新型コロナウイルス)
- 病院の診察券



## 体験型事業説明会

開催日	開催場所	開催日	開催場所
10月17日㊟	大根占医院	10月21日㊟	田代保健センター
10月18日㊟	ニシムタ	10月24日㊟	ふるさと館
10月19日㊟	田代保健センター	10月25日㊟	大根占医院
10月20日㊟	にしきの里	10月26日㊟	ニシムタ

※説明会は9時から実施します。(11時終了予定)

※説明会は全て同じ内容となります。

お問い合わせ先：介護福祉課福祉チーム ☎ 22-3042 総務課 ☎ 22-0511

# マイナンバーカードを活用した 11月開始 あいのりタクシーの実証実験が始まります

## 対象

- 町内に住民登録のある方で次のいずれかに該当する方
- ①申請日現在で75歳以上の方
  - ②申請日現在で運転免許証を返納した方
  - ③身体障害者手帳1級（視覚・下肢・体幹機能障害の場合は2級）の方、療育手帳の総合判定がA1またはA2の方、障害者保健福祉手帳1級の方

## 期間

令和4年11月1日㊟から令和5年3月10日㊟まで

## まずは 利用登録

- 助成を受けるためには、**利用登録が必要です。**  
本庁介護福祉課にて申請書を記入し、マイナンバーカードを登録する。
- 持ち物：マイナンバーカード、運転経歴証明書（②の方のみ）  
障害者手帳関係（③の方のみ）
- 令和4年10月14日㊟から利用登録が開始されます。

## マイナンバーカードを活用した「あいのりタクシー」を利用するには？

- ① **予約** タクシーの予約時に、マイナンバーを活用した「あいのりタクシー」事業を利用することを伝える。
- ② **乗車** 乗車時にマイナンバーカードをかざす。  
(2人以上登録者がいる場合は続けてかざす)
- ③ **降車** 降車時に助成適用後の運賃を支払う。

## 助成条件について

- 対象運行： ・みさきタクシーの利用であること。  
・乗車または降車場所のいずれかが錦江町内であること。
- 助成回数： 12回
- その他： ・タクシー会社への電話予約時にマイナンバーカードを活用した「あいのりタクシー」事業を利用する旨を申し出てください。  
・乗車した際に、マイナンバーカードを乗務員が持っているスマートフォン端末にかざさないと助成を受けることができません。  
・当該事業と紙の福祉タクシー利用券を併用できます。